

経営者のための 法律相談 Q&A

男女関係について～浮気の代償は？の巻～

〈その7〉

Q1 浮気って何ですか？

よくこんなアンケートがあります。

Q どこからが浮気だと思いますか？

- ① 配偶者以外の異性と2人で食事に行く
- ② 配偶者以外の異性とキスをする
- ③ 配偶者以外の異性と2人で宿泊する
- ④ 配偶者以外の異性と性的関係をもつ

皆さんはどう思われますか。ちなみに私の妻に聞いたところ、①ですでにNGだそうです。

家庭によって違うとは思いますが、「浮気だ!!」と罵られても、茶碗が割れたり、小遣いが減ったりですめばいいほうです。場合によっては離婚、慰謝料請求と泥沼の争いが延々と続きます。もちろん、その際は是非、弁護士法人あすかにご相談いただければ・・・とまあ、事務所のPRは横に置いて、本題に入りましょう。

法律用語として、「浮気」という言葉はありません。民法に、離婚原因のひとつとして「不貞な行為」と規定されているのみです。では、「不貞な行為」って一体何のことでしょうか？

広辞苑によりますと、「不貞」とは、「貞操を守らないこと」であり、「貞操」とは、「異性関係の純潔を保持すること。みさおの正しいこと」だそうです。う～ん、「異性関係の純潔」っていったい何でしょうか。ひらがなで「みさお」なんて書くと何か素敵なもののような気もしますが、よく分かりませんね。…これ以上、考えて続けると哲学的になってしまいそうですので止めますが、法律にも広辞苑にも何をすると不貞な行為にあたるのかをはっきりと書いていないのです。とすれば、私の妻のような裁判官にあたると、上記の①でも不貞な行為に該当しかねないってことです。いや～恐いですねえ。

もっとも、一般的には性的な関係がある場合を指して不貞行為と呼びますので、①については一応ご安心いただいて構いませんが、②③は、微妙なところですね。③は本当に泊まっただけならセーフですが、「何もなかった」と言い張って信用してもらえるものかどうかは極めて疑わしいですから、「李下に冠を正さず」です。

Q2 うちが家庭内別居状態なんですが・・・

これもよく聞く話です。「うちの夫婦は、会話もまったくない状態で、もう何年も家庭内別居状態にあります。だから、配偶者以外の異性と交際していても浮気にはなりませんよね？」と。

ちょっと待ってください。これはそう簡単にはいかない話です。

たとえ事実上夫婦関係が破綻していたとしても、法律上も破綻していると認めもらえるかどうかは別の話です。原則としては、戸籍上夫婦関係が存在している限りは、たとえ別居状態にあったとしても浮気（不貞行為）だとされてしまいます。もちろん、これも程度問題ですので、例えば、10年以上別居しており、その間連絡したこともないという状況であれば、法律的にみても夫婦関係は破綻しており、浮気には当たらないということになる可能性が高いでしょう。ただ、こればかりは裁判になってみなければ分からないことです。リスク回避という観点からは、新しいパートナーと愛を育む前に、まず離婚の問題をきちんと片づけたほうがよさそうです。

Q3 慰謝料の相場を教えてください

では、残念ながら、名実ともに間違いない浮気が配偶者にばれてしまった場合、あるいは配偶者の浮気を知ってしまった場合、慰謝料の相場ってどのくらいなのでしょう？

慰謝料の額は、結婚期間、不貞行為の期間、お子さんの年齢、不貞行為が原因で離婚したかどうか、どちらが積極的に誘ったのかなど様々な要素を考慮して決まるものですので、ひとつとして同じ例はありません。ただ、一般的には100万円から300万円程度で解決することが多いです。



本稿担当：
弁護士 上相裕章

弁護士法人あすか 東広島事務所
 TEL 493-7100 FAX 493-7101
 弁護士 今田健太郎・上相裕章・
 福田浩・谷脇裕子